



(写真右より)

「血液センターに勤務する医療職」の俸給表の適用を受ける職員の初任給基準号俸改正について

一、昭和四十八年二月人事第 四三号副社長通知「血液センター職員」の初任給基準内規（以下「内規」という）の第一「①看護婦」の「C-3」を「C-4」に、「②看護婦」の「D-2」を「D-3」にそれぞれ改めること。

二、本改正に基づき、内規の第三の規定の適用については、血液センター（以下「センター」という）に勤務する医療職（①の俸給表の適用を受ける職員（以下「看護婦等」という）の初任給基準号俸（以下「基準号俸」という）を定め、二月末日までに社長の承認を得ること。

ただし、当該センターの現在の基準号俸が、同一支管内に所在する医療施設に勤務する看護婦等の初任給率と同等若しくはこれを上回るときは、現状のまま措置すること。

三、本改正は昭和四十九年四月一日に遡って実施するものとする。

四、本改正実施に伴う給与調整を行なう対象者は、「本要領」決定施行の日現在勤務する看護婦等であること。

五、本改正実施に伴う給与調整要領は、二項本文の定めに基づき、号俸の改正を行なった当該センターに在職する看護婦等につき、昭和四十九年四月一日、それぞれ一号俸の特別昇給を実施することとし、この特別昇給にかかわらず、当該看護婦等の特別昇給前の号俸を受けていた期間は、特別昇給後の号俸を受ける期間に折算するものとする。

以上の改正については、一月三十日、連絡第四六一号をもつて各単組の検討を経て決定したものである。

新役員を紹介します

- 会計 佐藤一男
 (宮城県支部)
 書記長 等々力重信
 (愛知県血液センター)
 副執行委員長 宮野政夫
 (新潟県血液センター)
 執行委員長 川出富治
 (名古屋第一赤十字病
 院)
 副執行委員長 青山幸一
 (岡山赤十字病院)
 執行委員 福永貞雄
 (鳥取赤十字病院)
 執行委員 仙波紀親
 (浜松赤十字病院)
 この外
 執行委員 野沢リセ
 (八戸赤十字病院)
 会計監査 野見山淑夫
 (筑前山田赤十字病院)
 大向広浩
 (八戸赤十字病院)

大会宣言

日赤新労第十四回定期大会を二月十六日十八日の三日間にわたり、熱海市湯河原厚生年金会館に於て開催した。我々は、昭和五十年年度運動方針として大幅賃上げの獲得、組織の拡大強化、福祉厚生充実等、九項目のスローガンのもと、全組合員の力を結集し、新労理念を基調とした揺がざる意志と団結のもとに、たゆまざる行動により、力強く前進することを誓います。

右湯河原大会宣言とする。

昭和五十年二月十八日
 日赤新労第十四回定期大会



大会宣言を読みあげる加藤恵子さん

出席代議員およびオブザーバー

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|-----------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|------|------|------------|------|------|------|------|------|-------|------|-----|------|------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 浦河日赤 佐藤信義 | 八戸日赤 関 米 | 盛岡日赤 大向広浩 | 木村陽子 | 菊池まき子 | 市渡憲市 | 瀨川 剛 | 曾根哲一 | 玉沢 宏 | 中村郁夫 | 岸野 登 | 目留忠男 | 鈴木百合枝 | 高橋美津江 | 稲村秀夫 | 堀江直樹 | 大田辰日赤 郡司敏男 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金山喜保子 | 西脇百合子 | 滝 忠亮 | 梅村正一 | 加藤恵美子 | 三上敬夫 | 神田泰幸 | 駒村貞治 | 西村和典 | 松本 晃 | 瀬谷富雄 | 野村 武 | 山景 勇 | 好川香代子 | 谷口三枝 | 行本昌平 | 吉田捷和 | 池田基朗 | 羽村博明 | 八代光子 | 松尾佳子 | 児玉昭信 | 杉岡喜八郎 | 浜本幸子 | 上孝雄 | 池みどり | 平島早苗 | 永富俊男 | 野見山淑夫 | 米原節子 | 中山佐千代 | 井手佐代子 | 川村省一郎 | 野田正昭 | 大江 融 | 鈴木 稔 | 古川史郎 | 松尾喜人 | 山下恵一 | 徳永和大 | 曾我武男 | 徳巻康孝 | 下総裕子 | 重松 宏 | 実藤春夫 |

要求書

日本赤十字新労組合連合会は、2月16日～18日開催の第14回定期大会の決議に基づき、下記のとおり要求します。

記

- 昭和50年度賃上げについて
 社会全般の状況から見て、昨年より率に於て下廻るが、人池以上の賃上げを要求する。
 改訂率26%（3万円）以上。
- 最低賃金の引上げについて
 70,000円とする。
- 諸手当の改善について
 (A)扶養手当の増額
 1人目 6,500円 以後 4,000円
 (B)調整手当の改善
 支給対象地域を拡大し、支給率を改善すること。又、支給に当っては、勤務地、居住地のいずれかの有利な条件を選択できるようにし、現在調整手当のついてない地域を乙地区として3%、現在の乙地区を6%とし、特甲地を12%に引上げること。
 (C)通勤手当
 金額支給とし、1km以上の者についても支給すること。
 (D)住居手当の増額
 自己所有の場合固定資産税や維持補修費等が、昨年来のインフレにより、異常な値上りしているため、世帯主は8,000円、準世帯主月4,000円とする。借家者については15,000円を限度に金額支給のこと。
 (E)出張手当の増額
 昨年来のインフレにより、宿泊料並びに食料等が異常に値上りしているため、現在の50%増とすること。

- 超過勤務手当
 現在労働基準法の最低であるため、少なくとも30%以上に増額すること。
 又、深夜50%を100%に引上げ、25%を50%に引上げる。
- 寒冷手当
 冬期における暖房等の生計費増大のため、現在支給されていない地域に対し、12月～2月の3ヶ月間寒冷手当を支給すること。
- 特殊勤務手当
 支給範囲に次の項目を追加すること。
 ○臨床検査従事者
 ○交通事故の危険性のある外勤者
 ○電気技師、ボイラー技師、その他危険物取扱者。
 ○ゴミの処理係。
 ○結核病棟及び療養所に勤務するケースワーカーの現在の1日120円を300円とすること。
 又、その他職員については、衛生手当として月1,500円を支給すること。
- 保母の給与表の改訂
 一般職から医療職(2)に変更すること。
- 昇格基準
 ○現在本社は看護婦の渡りについて実施すると称しながら、未だに実行されていないため、年度内に必ず昇格させること。
 ○全職種12号俸をもって昇格させ、その他の制限をなくすること（なお全面的にバランスを是正する。）
- 血液センター改善事項について
 施設の拡充、増員、定員制の廃止、休日採血の中止、初任給基準の「上、下」の「下」を削除すること。
- 週休2日制を実施すること
 50年度人事院は週2日制実施を勧告するので赤十字もこれに合わせて実施すること。
- 福利厚生補助金を1人8,000円に増額すること
 福利厚生に関する補助については、昭和25年9月人事第10号及び、39年3月3日人事第326号副社

- 長通知で合計400円を支出できることになっているが、これは時代にそぐわないので早期に増額すること。
- 現在25年50ヶ月の規程は昭和36年以降改正されていないので是非時代に合うよう改正のこと。
 新労としては、35年70ヶ月を要求する。
- 天下り人事の排斥
- 複数夜勤8日制の完全実施
- 夏期休暇
 一部の施設に於て行われているため、全施設で1週間の夏期休暇を与えること。
- 夏期手当
 22割プラス一律30,000円
- 国内、国外の出張について
 ○数年勤務者（5年以上）には国内施設見学。
 ○長期勤務者（10年以上）には国外施設見学。
 ○勤務年数に応じ施設負担の生命保険加入。
- 保養所の建設
 中央に研修所をかねた保養所を建設し、続いて各ブロックに1ヶ所以上の保養所を作ること。
- 保育所の設置
 全施設に保育所を作ること。
- 住宅資金貸付について
 1日も早く貸付を再開し、厚生年金からも借りられるよう努力すること。
- 一般職及び医療職(二)の俸給表改正について
 全面的に改正すること。
- 配偶者の祭日について
 労働協約第26条(5. 父母の祭日)のつぎに(6. 配偶者の祭日一日)を追加すること。
- 血清肝炎を職業病に認定することについて
 血清肝炎等における血清肝炎を職業病として取り扱うようにすること。